



宮 崎 県 公 報

平成29年5月11日(木曜日) 第2893号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更……………(福祉保健課) 1
- 救急病院の認定……………(医療業務課) 1
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 1

頁

- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 1
- 歳入の収納の事務の委託……………(山村・木材振興課) 1
- 公有水面埋立ての出願の要領……………(漁村振興課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 3

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) … (商工政策課) 3
- 公共測量終了の通知……………(管理課) 5

告 示

宮崎県告示第 317号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
沼口 樹也 鍼心堂	西都市上町 1 - 53

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
西都市小野崎 1 - 5	西都市上町 1 - 53	平成29年 4 月 6 日

宮崎県告示第 318号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成29年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
串間市民病院	串間市大字西方7917番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成29年5月1日から平成32年4月30日まで

宮崎県告示第 319号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
ほのか薬局	日向市	薬局	平成29年 5月1日

宮崎県告示第 320号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
ほのか薬局	日向市	薬局	平成29年 5月1日

宮崎県告示第 321号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材産業改	宮崎県森林組合連	平成29年 4 月 1 日から

善資金の貸付事業に係る貸付金の元利償還金及び違約金の収納事務	合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組合連合会 日南製材事業協同組合 都城地区製材業協同組合 西都地区製材協同組合 西都造林素材生産事業協同組合 日向地区国有林材事業協同組合	平成30年3月31日まで
--------------------------------	---	--------------

宮崎県告示第 322号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、平成29年5月11日から3週間、宮崎県農政水産部漁村振興課及び中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成29年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 出願の日
平成29年3月1日
- 2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
宮崎県
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県知事 河野俊嗣
宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
宮崎県串間市大字都井字西谷1423番4、1423番5及び1423番6の地先公有水面
 - (2) 区域
別表1の各地点のうち、①の地点から④の地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結ぶ平成27年の春分の満潮位（D.L.+2.34m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - (3) 面積
482.00㎡
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
宮崎県串間市大字都井字西谷1423番4、1423番5、1423番6及び1423番4、1423番5、1423番6の地先公有水面
 - (2) 区域
別表2の各地点を順次に結んだ線及びDの地点とAの地点を

直線で結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積

2,387.00㎡

5 埋立地の用途

漁港施設用地

別表1

地 点	地 点 の 位 置		
①の地点	国土地理院立字津四等三角点（北緯31度23分07秒6531、東経 131度17分50秒3996（以下「基点」という。））から 65度11分50秒 656.71mの地点		
②の地点	①の地点から	222度14分02秒	8.00mの地点
③の地点	②の地点から	312度14分02秒	60.25mの地点
④の地点	③の地点から	42度14分02秒	8.00mの地点

別表2

地 点	地 点 の 位 置		
Aの地点	基点から	66度05分58秒	682.98mの地点
Bの地点	Aの地点から	222度14分02秒	28.00mの地点
Cの地点	Bの地点から	312度14分02秒	85.25mの地点
Dの地点	Cの地点から	42度14分02秒	28.00mの地点

宮崎県告示第 323号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
新 富 町	竹 湊 川	08-402-1-001	土 石 流
	山之坊川	08-402-1-002	土 石 流
	矢 床 川	08-402-1-003	土 石 流
	奥 南 川	08-402-1-005	土 石 流
	麓	I-1-1079	急傾斜地の崩壊
	篠 山	I-1-1083	急傾斜地の崩壊
	奥	I-1-3392	急傾斜地の崩壊
	奥-新①	I-1-3392-新①	急傾斜地の崩壊

下ノ田	Ⅱ-1-6122	急傾斜地の崩壊	下ノ田	Ⅱ-1-6122	急傾斜地の崩壊
竹淵-新①	Ⅱ-1-6126-新①	急傾斜地の崩壊	竹淵-新①	Ⅱ-1-6126-新①	急傾斜地の崩壊
竹淵-新②	Ⅱ-1-6126-新②	急傾斜地の崩壊	竹淵-新②	Ⅱ-1-6126-新②	急傾斜地の崩壊
麓-2	Ⅱ-1-6127	急傾斜地の崩壊	麓-2	Ⅱ-1-6127	急傾斜地の崩壊
浦田	Ⅱ-1-6129	急傾斜地の崩壊	浦田	Ⅱ-1-6129	急傾斜地の崩壊
麓-4	Ⅱ-1-6145	急傾斜地の崩壊	麓-4	Ⅱ-1-6145	急傾斜地の崩壊
上新開-新①	Ⅱ-1-6146-新①	急傾斜地の崩壊	上新開-新①	Ⅱ-1-6146-新①	急傾斜地の崩壊
上新開-新②	Ⅱ-1-6146-新②	急傾斜地の崩壊	上新開-新②	Ⅱ-1-6146-新②	急傾斜地の崩壊
麓-1	Ⅱ-2-0373	急傾斜地の崩壊	麓-1	Ⅱ-2-0373	急傾斜地の崩壊
麓-1-新①	Ⅱ-2-0373-新①	急傾斜地の崩壊	麓-1-新①	Ⅱ-2-0373-新①	急傾斜地の崩壊
麓-1-新②	Ⅱ-2-0373-新②	急傾斜地の崩壊	麓-1-新②	Ⅱ-2-0373-新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 324号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新富町	矢床川	08-402-1-003	土石流
	奥南川	08-402-1-005	土石流
	麓	I-1-1079	急傾斜地の崩壊
	篠山	I-1-1083	急傾斜地の崩壊
	奥	I-1-3392	急傾斜地の崩壊
	奥-新①	I-1-3392-新①	急傾斜地の崩壊

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
財光寺ショッピングセンター
日向市大字財光寺3247外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
協同組合財光寺ショッピングセンター 代表理事 木浦善勝
日向市江良町四丁目 110番地3
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 協同組合財光寺ショッピングセンター 代表理事 木浦善勝
日向市大字財光寺3445番地26
(変更後) 協同組合財光寺ショッピングセンター 代表理事 木浦善勝

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

日向市江良町四丁目 110番地 3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルイチ 代表取締役 高木亮輔

日向市江良町 4 丁目 110-3

有限会社小田電機 代表取締役 小田弘幸

日向市大字財光寺3394-3

(変更後) 株式会社マルイチ 代表取締役 高木大

日向市江良町 4 丁目 110番地 3

有限会社小田電機 代表取締役 小田弘幸

日向市大字財光寺3394番地 3

有限会社ホワイト 代表取締役 齊藤文広

日向市大字財光寺3247番地

足立智美

日向市大字財光寺6527番地43

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外洲二丁目38番地

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成28年 4 月22日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成29年12月22日

5 変更する理由

設置者の住所及び小売業者の変更のため

6 届出年月日

平成29年 4 月21日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年 5 月11日から平成29年 9 月11日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年 5 月11日から平成29年 9 月11日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 5 月11日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

財光寺ショッピングセンター

日向市大字財光寺3247外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

協同組合財光寺ショッピングセンター 代表理事 木浦善勝

日向市江良町四丁目 110番地 3

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,486㎡

(変更後) 3,649㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 敷地東側及び南側 352台

(変更後) 敷地東側及び南側 262台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 店舗北東側(駐輪場①) 11台

店舗東側(駐輪場②) 13台

店舗南側(駐輪場③) 16台

店舗北西側(駐輪場④) 6台

敷地西側(駐輪場⑤) 6台

敷地南西側(駐輪場⑥) 9台

敷地北側(駐輪場⑦) 6台

合計 67台

(変更後) 店舗東側(駐輪場①) 10台

店舗南側(駐輪場②) 39台

合計 49台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 店舗南西側(荷さばき施設①) 90.7㎡

店舗南西側(荷さばき施設②) 17.9㎡

合計 108.6㎡

(変更後) 店舗南西側(荷さばき施設①) 90.7㎡

店舗南西側(荷さばき施設②) 17.9㎡

敷地西側(荷さばき施設③) 28.0㎡

合計 136.6㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 店舗南西側(廃棄物等保管施設①) 46.80㎡

店舗南西側(廃棄物等保管施設②) 7.20㎡

合計 54.00㎡

(変更後) 店舗南西側(廃棄物等保管施設①) 46.80㎡

店舗南西側(廃棄物等保管施設②) 7.20㎡

敷地西側(廃棄物等保管施設③) 7.41㎡

合計 61.41㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前 9 時30分から午後11時まで(株式会社マルイチ)

午前 9 時30分から午後10時まで(有限会社小田電機)

(変更後) 午前 9 時30分から午後11時まで

② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 8箇所 敷地東側、南側、西側及び北側

（変更後）3 箇所 敷地東側、南側及び北側

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

平成29年12月22日

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場及び駐輪場の位置及び収容台数

平成29年12月22日

② 荷さばき施設の位置及び面積並びに廃棄物等の保管施設の位置及び容量

平成16年12月19日

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成29年 4 月22日

② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成16年12月19日

5 変更する理由

施設配置計画変更及び現在の運営状況への届出内容是正のため

6 届出年月日

平成29年 4 月21日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年 5 月11日から平成29年 9 月11日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年 5 月11日から平成29年 9 月11日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2868号により公告した公共測量（4 級基準点観測、出来形確認測量）が平成29年 3 月24日終了した旨、宮崎市長から通知があった。

平成29年 5 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

--	--